

令和6年度 第1回

泉佐野市公園墓地（合葬式墓地）使用申込みのしおり



申込受付

5月20日（月）～ 5月31日（金） 土・日曜日を除く

1. ご案内

「合葬式墓地」は、ひとつの大きなお墓に、多くの方のご遺骨を一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、お墓の面倒を見る者がいない、遠方に住んでいるので管理が難しいといった心配がありません。また、合葬式墓地に眠る方のお名前などを残す記名板や、献花台、ベンチなどいつでも参拝できるスペースを設けています。

2. 申込み資格

次のいずれかに該当する方

- 泉佐野市に住所又は本籍をお持ちの方で、埋蔵する親族のご遺骨をお持ちの方（改葬を含む）
- 死亡当時泉佐野市に住所又は本籍をお持ちであった親族のご遺骨を埋蔵しようとする方（改葬を含む）
- 泉佐野市に住所又は本籍をお持ちの満 65 歳以上の方で、死後に自らのご遺骨を埋蔵しようとする方
- 泉佐野市公園墓地（区画墓地）をご使用の方で、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用しようとする方

※親族の範囲は、配偶者、四親等内の血族、養親又は養子、墓地、埋葬等に関する法律第 5 条の規定による改葬の許可を受ける関係にある者としてします。

3. 使用料

- 合葬式墓地使用料 1 体 100,000 円（消費税を含む）
- 記名板使用料（希望者） 1 枚 50,000 円（消費税を含む）

生前予約の場合も、受付時に使用料が必要です。

なお、泉佐野市公園墓地（区画墓地）をご使用の方が、区画墓地を返還して合葬式墓地を利用される場合は、1/2 の金額とします。

<記名板の例>

泉 佐 野 太 郎	1977.06.19—2021.08.16 泉 佐 野 太 郎	泉 佐 野 家	泉 佐 野 花 子 太 郎
-----------------------	--	------------------	---------------------------------

4. 申込みの方法

必要事項を記入の上、次の書類等を環境衛生課へお持ちください。
埋火葬許可証（証明書）以外の添付書類は発行後 3 ヶ月以内のもの（ただし、
現在と内容に変更がなければ発行日は問いません。）をご提出ください。

	親族のご遺骨を埋蔵する 場合	生前予約の場合
（合葬式墓地）使用許可 申請書（様式第 2 号）	○	○
（記名板）使用許可申請 書（様式第 3 号）	△ 希望者のみ	△ 希望者のみ
申請者の住民票（本籍記 載のもの）	○	○
戸籍謄本	○ 申請者と埋蔵者の関係 を示すもの	△ 住民票に本籍記載がな い場合のみ
埋蔵される方の死亡、死 亡時の住所又は本籍地 を示す書類	改葬以外の場合 ・埋火葬許可証（証明 書） 改葬の場合 ・埋蔵証明書又は改葬 許可証※	×
84 円切手 1 枚	○	○

※死亡当時の住所又は本籍地が確認できない場合、別途住民票除票や戸籍謄本が必要に
なる場合があります。担当課にご相談ください。

同時に泉佐野市公園墓地（区画墓地）の返還を行う方は、併せて必要事項を記
入・押印の上、次の書類等をお持ちください。

墓地使用权返還届（様式第 17 号）	○
使用料還付申請書（様式第 18 号）	○
改葬許可証交付申請書（様式第 13 号）	△ 改葬が必要な場合のみ。改葬許可証 発行手数料（450 円/件）が必要にな ります。

同意書	△ 同意が必要な範囲については、事前に 担当課とお打ち合わせください。
-----	---

5. 基本的な手続きの流れ

1. 使用許可申請書の提出	5月20日（月）から5月31日（金）まで （土・日曜日を除く）
2. 使用料納付書の送付	上記締切後、市から順次発送します。
3. 使用料の納付	納付書に記載の期限までに納付してください。 （生前予約を含む申請分すべての納付が必要です。）
4. 使用許可証の交付	使用料納付後、領収書を市環境衛生課にお持ち ください。市環境衛生課で使用許可証をお渡し します。
5. 埋蔵届	使用許可証受領後に随時、市環境衛生課にお届 けください。使用許可証、火葬証明証又は改葬 許可証が必要です。
6. ご遺骨お預かり	泉佐野市公園墓地管理事務所にお持ちくださ い。使用許可証が必要です。 （土日祝祭日年末年始を除く 9:00～16:00）

6. 注意事項（重要 必ずお読みください）

1. **いったん埋蔵したご遺骨の返還や別の墓地への改葬は、一切できません。**
2. 生前申込みの場合、死亡時に市から埋蔵等の手続きのご案内はいたしません。ご自分の埋蔵等の手続きをして頂ける方を設定し、ご相談しておいてください。
3. 使用許可を受けたご遺骨以外は埋蔵できません。
4. ご遺骨の埋蔵は市が行います。埋蔵の立会い、合葬式墓地内部への立入はできません。
5. ご遺骨のお預かりは市が指定する窓口（泉佐野市公園墓地事務所）で行います。取扱い時間は、土日祝日年末年始を除く 9:00～16:00 です。
6. 市では、供養行事等を行いません。
7. 記名板の材質、字体、記載内容、設置場所を指定することはできません。

- ご遺骨をお預かりしてから作成しますので、設置までお時間を頂きます。
8. 合葬式墓地には、行旅死亡人や身寄りのない方などを、市の責任で埋蔵する場合がございます。

7. お問い合わせ先

随時相談を受け付けています。下記までお気軽にお問い合わせください。

泉佐野市役所 生活産業部 環境衛生課 衛生係

電話：072-463-1212

FAX：072-464-9314

mail：kankyou@city.izumisano.lg.jp

<<泉佐野市公園墓地（泉佐野市中庄 1231）>>

